

監査公告第 3 号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による病院管理部の定期監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 3 年 6 月 24 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

病院管理部定期監査結果報告

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査期間

令和3年5月10日から令和3年6月9日まで

第3 監査の対象

加賀市医療センター（病院管理部）

第4 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3) 加賀看護学校の移転調査費補正の経緯と予算不執行及び現状の調査結果に合理性があるか。
- (4) 健診センターの利用状況が適正に把握され、合理的な運営方針が掲げられているか。
- (5) 窓口未収金の改善にむけて、令和2年度の取組効果が把握・分析されているか、また、法律事務所との回収業務委託が効果的に行われているか。
- (6) 物品購入の一般競争入札手続が適正に運用されているか。

第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第7 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

病院管理部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 病床機能の維持確保、医療人の育成など各種経営方針の状況について
2. 加賀看護学校の移転調査について
3. 健診センターの利用状況について
4. 令和2年度末の窓口未収金について
5. 物品購入における一般競争入札について
6. 新型コロナウィルス対策の企業債残高への影響について
7. ジェネリック医薬品について